

1 業務名

能登町全庁業務量調査及び業務改革（BPR）支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、本町が実施する業務について、専門的な知識を有する事業者により、各課における業務量調査（事務事業、事務配分、人員配置）及び本町の特性を踏まえた類似団体との比較等、現状の調査及び分析を行い、業務の効率化及び人的資源の配分等、抜本的な業務改革（BPR）をすることを目的として実施する。

3 業務の場所及び履行期間

- (1) 業務の場所 能登町役場全ての部署 組織図（別紙1）
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日

4 業務の内容

(1) 業務量調査及び分析

調査を効率的に実施するため、事務一覧表（別紙2）に基づき町と協議の上、調査内容や作業方法等の事前説明や作業手順書等の資料作成、各所管課の調査票作成について支援を行うこと。

また、組織や人員、業務の課題・傾向・遂行のプロセス等の分析を行うこと。

なお、人員については、別紙の各所管課配置人数の妥当性、将来の業務量の増減を見越した必要人員数の算定に向けた参考資料を提示すること。

(2) モデル業務の選定及び現状分析

業務量調査による分析結果を踏まえ、業務の負荷軽減又は効率化が期待できるモデル業務を町と協議の上、選定すること。

なお、モデル業務の現状分析等については、所管課の業務負担を必要最低限とし、業務改善における課題を整理すること。

(3) BPRの提案及び改善支援

モデル業務の現状分析を踏まえ、業務改善（BPR）に向けた具体的な解決策を提案するとともに、所管課からの問合せに対応し、助言等支援を行うこと。

また、デジタル技術の活用などにより課題の解決が期待できる場合は、必要に応じて実証実験を実施するなど、当該解決策の実現の可能性を高める提案とすること。

なお、追加費用が発生する実証実験の実施については、町と協議の上、決定すること。

(4) 改善効果の測定

BPR の実施前後の業務手順書を比較して、見込まれる改善効果（人的効果、金銭的効果、時間的効果など）を測定すること。

なお、解決策の実施に当たって必要と見込まれる経費（ハードウェア・ソフトウェアなど）がある場合は、その金額の見積書を提出すること。

(5) 令和6年度以降の改善手法の検討支援及び独自提案

令和6年度以降、職員各々が継続的かつ積極的に行政改革を進めていくための手法の検討支援又は独自手法等を提案すること。

5 成果物

成果物は、以下のものとし、特に指定があるものを除き、Microsoft Office Word、Excel で閲覧できる電子データで納品すること。

- (1) 業務量調査報告書
- (2) モデル事業分析結果及びBPR提案書
- (3) 業務手順書、改善効果測定結果 など
- (4) 集計データ、グラフデータ、分析データ等
- (5) その他、町と協議の上、定める資料（打合せ記録、説明会資料等）

6 委託料の支払い

町は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

7 個人情報の保護

受託者は、個人情報及び特定個人情報取扱特記事項（別紙3）を遵守すること。

また、本業務の遂行において、個人情報に関する契約書を締結し、秘密保持について必要となる措置を行うこと。この場合において、契約に必要となる書類は、受託者が用意すること。

8 その他

受託者は、この仕様書に基づくもののほか、以下を遵守し実施すること。

- (1) 関係法令及び町の条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に当たり、町と十分な協議を行うとともに、適切な実施体制、人員配置を行ったうえで業務を進めること。
- (3) 業務における最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な報告を行うこと。
- (4) 業務の進捗について、定期的に報告を行うこと。

- (5) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ町に書面により報告して町の承認を得ること。また、再委託先事業者が再委託業務の全部又は一部を別の第三者に再々委託することは認めない。
- (7) この仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じたときは、町と協議を行い、指示を仰ぐこと。